

第 5 5 号 議 案

令和 3 年度 亀岡市 下水道事業 会計 未処分利益剰余金の 処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度 亀岡市 下水道事業 会計 未処分利益剰余金の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 29 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 3 年度 亀岡市 下水道事業 剰余金 処分 計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	6,597,495,886	3,091,161,721	615,040,120
議会の議決による処分額	292,358,617	0	△292,358,617
資本金への組入れ	292,358,617	0	△292,358,617
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△322,681,503
減債積立金の積立て	0	0	△322,681,503
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	6,889,854,503	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金615,040,120円のうち
292,358,617円を資本金に組み入れること。

令和3年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	6,597,495,886	3,091,161,721	615,040,120
議会の議決による処分額	292,358,617	0	△292,358,617
資本金への組入れ	292,358,617	0	△292,358,617
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第7条による処分額	0	0	△322,681,503
減債積立金の積立て	0	0	△322,681,503
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分額	0	0	0
処分後残高	6,889,854,503	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0